

# 定期コンテナ船に係る

## 港湾施設使用料、入港料の減免のお知らせ

港湾物流の活性化や山口県管理港湾の利用促進を図るため、平成19年4月1日から港湾施設使用料等の減免を行い、平成27年4月1日から、減免対象を拡充しています。

### ○ 減免の目的は？

外貿定期コンテナ航路及び国際フィーダー定期コンテナ航路（※）の維持・増便、コンテナ貨物取扱量の増加による港湾物流の効率化・コスト縮減を図り、地場産業の国際競争力の強化など地域経済の活性化を目的とするものです。

※ 国際戦略港湾（阪神港・京浜港）と国内各港を結ぶ内航フィーダー航路であり、県管理港湾と国際戦略港湾を定期的に結ぶコンテナ航路。

### ○ 減免の対象は？

外貿定期コンテナ航路の船舶 及び

国際フィーダー定期コンテナ航路の船舶 の

- ・ 橋形クレーン（ガントリークレーン）使用料
- ・ 移動式クレーン（タイヤマウント式クレーン）使用料
- ・ 入港料、岸壁係船料



### ○ 減免の内容は？

□既設コンテナ船の場合は、一律

- ・ 移動式クレーン 38,860円／時間・台 → **31,080**円／時間・台（△20%減免）
- ・ 橋形クレーン 70,880円／時間・台 → **56,700**円／時間・台（ " ）

□新規就航コンテナ船の場合（既設航路の増便を含みます。）は、

新規航路開設（増便）の日から1年間に限り

- ・ 移動式クレーン 38,860円／時間・台 → **27,200**円／時間・台（△30%減免）
- ・ 橋形クレーン 70,880円／時間・台 → **49,610**円／時間・台（ " ）
- ・ 岸壁係船料 **免除**
- ・ 入港料 **免除**

※ なお、新規就航（増便）に該当するかについては、予め御相談ください。

## ○ 実施の期間は？

令和5年3月31日までです。

(新規就航(増便)した場合は、1年経過までとなります。)

## ○ お問い合わせ先

### □ 県内港湾全般に係ること

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県土木建築部港湾課 港政班

TEL 083-933-3810

FAX 083-933-3829

E-mail a18700@pref.yamaguchi.lg.jp

### □ 岩国港の利用に係ること

〒740-0002 岩国市新港町4-26-5

山口県岩国港湾管理事務所

TEL 0827-22-2271

FAX 0827-22-2377

E-mail a18123@pref.yamaguchi.lg.jp

### □ 徳山下松港の利用に係ること

〒745-0025 周南市築港町13-23

山口県周南港湾管理事務所

TEL 0834-21-1787

FAX 0834-32-5090

E-mail a18121@pref.yamaguchi.lg.jp

### □ 三田尻中関港の利用に係ること

〒747-0825 防府市築地2049

山口県防府港務所

TEL 0835-22-6209

FAX 0835-22-6239

E-mail a181061@pref.yamaguchi.lg.jp

### □ 宇部港の利用に係ること

〒755-0027 宇部市港町1-5-5

山口県宇部港湾管理事務所

TEL 0836-31-3311

FAX 0836-31-3310

E-mail a18122@pref.yamaguchi.lg.jp